

廃棄物・リサイクル対策の推進に関する提言

廃棄物・リサイクル対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など、財政措置を拡充すること。
特に、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、し尿処理施設等すべての廃棄物処理施設を循環型社会形成推進交付金の交付対象とするとともに、解体のみの場合や広域化・集約化に伴い新施設以上に解体施設がある場合等も交付対象とするなど、財政措置を拡充すること。
- (3) 廃棄物混じり土の不法投棄に対して、迅速かつ円滑な対応を可能とするため、処理に係る取扱い基準を明確に示すなど、必要な措置を講じること。
- (4) 一般廃棄物処理事業債については、売電量によることなくすべてのごみ焼却発電等熱利用施設整備を対象とするよう要綱を見直すこと。

2. 廃棄物処理施設整備計画の具現化に当たっては、以下の措置を講じること。

- (1) 廃棄物処理体制の広域化・集約化を施設整備に係る財政支援の要件とする検討を行う場合には、中山間地域等の広大な面積を持つ都市自治体など、実施が困難な地域もあることから、都市自治体による施設整備に支障が生じることがないよう地域の実情に十分配慮すること。
- (2) リチウムイオン蓄電池等のライフスタイルの変化等に伴い発生する新たな製品への対応に係る大規模な施設整備には多大な経費が必要となることから、製造事業者が廃棄・リサイクルに配慮した製品設計に取り組みやすい環境を整備すること。
- (3) CCUS等の新技術の導入に当たっては、費用や用地の確保はもとより、地域における合意形成など、多くの課題解決が必要となることから、施設整備に係る財政支援の要件化による混乱が生じないよう十分配慮すること。

3. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

4. 持続可能なプラスチック資源循環の推進

(1) プラスチック資源の分別収集及びリサイクルに係る費用について、事業者にも更なる負担を義務付けるとともに、都市自治体の負担分については十分な財政措置を講じること。

(2) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、分別回収体制の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。

(3) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持って取り組むこと。

(4) 事業者がプラスチック資源循環に資する環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。

(5) すべての関係者がリサイクルの効果や費用等の情報を正しく理解できるようリサイクル形態ごとの費用、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。

5. 家電リサイクル制度の見直し

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の撤去運搬・リサイクル費用等については、国費による財政支援制度を創設するなど、広く関係者が負担を分かち合う仕組みを充実すること。
- (3) 義務外品の回収について、今後の販売方法・購買行動の多様化等に見合った、小売業者の引取義務が徹底して果たされる仕組みを構築すること。
- (4) 「家電リサイクル法」で定められた対象品目要件を緩和し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガス類等を使用した除湿器など、市町村によるリサイクル等が困難な製品を対象品目に追加すること。

6. 容器包装リサイクル制度の見直し等

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬・選別保管等に係る負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再利用に資する取組を推進すること。

7. 食品循環資源については、再生利用等の一層の促進を図ること。

8. 旅行者等が排出するごみの回収等に係る経費について、地方交付税の算定において入込客数を反映するなど、財政措置を講じること。

9. 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）対策に係る財政措置を充実すること。

また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策を推進すること。

さらに、外国由来の海洋ごみに対応するため、関係国間における連携・協力を強化すること。

10. リチウムイオン蓄電池等については、製造・販売事業者による自主回収の拡大や発熱・発火等の危険性に関する周知・啓発の徹底、容易に取り外しが

できる設計の義務付けなど、適正処理を推進するための環境を整備すること。

11. 低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について、処理期間内で確実に処理を完了できるよう処理体制を充実するとともに、処理費用等に対する財政措置を講じること。

12. 産業廃棄物処理施設の設置について、地域住民への事前説明や地元自治体の同意を条件とするよう制度を改正すること。

13. 金属スクラップ等の有価物の不適切な保管により、火災等が発生し、周辺環境に影響が生じていることから、適切な保管・処分が徹底されるよう法的規制も含めた必要な措置を講じること。

14. 災害廃棄物処理対策について、平時における事前対策や仮置場の復旧に係る費用についても支援するなど、十分な財政措置を講じること。

また、仮置場用地の確保や広域処理の推進など、万全な災害廃棄物処理体制の構築に向けた支援を強化すること。

15. 東日本大震災関係

災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。